

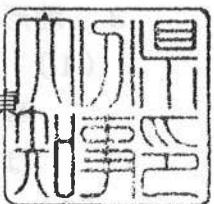
写

生環第 1068 号

平成 22 年 8 月 2 日

株式会社 戸高鉱業社
代表取締役社長 戸高 善之 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



戸高鉱山神野集積場建設事業に伴う環境影響評価実施計画書に対する 意見について

平成 22 年 6 月 7 日付け提出のあった上記の環境影響評価実施計画書について、
大分県環境影響評価条例第 25 条第 2 項により準用する第 10 条第 1 項の規定による
意見は下記のとおりです。

記

1 全般的な事項

- (1) 当該地域は、石灰岩に恵まれた地質に特有の自然環境を有しており、専門家等の指導・助言を参考に、このような地域特性に十分配慮した調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 今回の事業計画は、造成工事及び表土・雑岩等の堆積に必要な最小範囲を 2~3 年ごとに伐採し、堆積するなど、他の一般的な開発事業と比較すると環境負荷は平準化されている。従って、このような事業特性を踏まえて、事業実施期間における環境負荷の程度を的確に把握し、これに基づいて環境要素ごとに適切な時期を捉えて予測及び評価を行う必要があること。

2 水環境

- (1) 事業実施区域は、臼杵川の最上流部に位置することから、事業実施区域の下流域の地下水の保全、臼杵川の水量の保全に着目して予測及び評価を行うこと。
- (2) 臼杵川の水質への影響については、稼働中の集積場に係るモニタリング調査の結果等を踏まえて、必要に応じて調査項目を追加すること。
- (3) 事業実施区域の周囲の集落における地下水の利水状況を把握し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

- (4) 集積場に搬入する表土・雑岩等について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく溶出量基準の項目のうち、自然由来のものについて、表土・雑岩等の搬入開始前までに分析すること。

3 地形・地質

- (1) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、必要に応じて文献調査等を行い、事業実施区域及びその周囲の地形について記述するとともに、地質については記述の根拠資料の出典を明らかにし、記載を改めること。
- (2) 活断層については、文献等により事業実施区域及びその周囲における存在の有無を再確認し、必要に応じて環境影響評価実施計画書の記述を改めること。

4 動物

- (1) 鳥類については、その生息状況等の概況把握を行うに十分な文献等が乏しいことから、現況を把握するために必要な調査期間、頻度、地点数、時間等について再検討を行ったうえで、調査を行うこと。
- (2) 特に、現地踏査において飛翔が確認されているクマタカについては、事業実施区域を含む地域に番（つがい）が生息しているかどうかを確認するため十分な調査を行うこと。
- (3) 稼働中の鉱山に係るモニタリング調査の結果や公共用水域の水質調査の結果も踏まえ、事業実施区域の下流域に生息する魚類等の水生動物への影響を検討すること。

5 植物

植物相調査の実施に当たっては、事業実施区域の周囲が石灰岩地質である地域特性を踏まえて、適切な調査時期、調査地点を選定すること。

6 生態系

事業実施区域やその周囲に生息しているニホンザル、ニホンジカ、イノシシの主な行動圏、採餌場所等の概要を把握するため、必要な調査を行い、今回の事業計画の実施に伴う森林伐採による影響について、法面緑化や植栽を行う樹種等による影響も併せて、生態系として捉えて予測及び評価を行うこと。

なお、この場合、有害鳥獣である実態も考慮すること。

7 関係市町村長からの意見について

臼杵市長から次のとおり意見があつたので、この内容についても十分勘案すること。

(1) 全般的な事項

今後明かとなる堆積場の実施設計を元に、詳細な工事行程表を作成し、これに基づいて周辺への影響の予測・評価を行うこと。

(2) 水環境

① 水質

1) 水質調査予定箇所のうち、河川については調査項目として生活環境項目を追加し、必要に応じて予測・評価や事後のモニタリング調査を行うこと。

2) 既存の堆積場の底設暗渠からの浸出水について水質調査を行うことにより、新設される堆積場の底設暗渠からの浸出水の水質を確認すること。

② 河川、湧水

堆積場に設置される洪水調整池については、十分な容量を確保し、下流域における防災上の安全を確保すること。

③ 地下水、保水、流量

1) 事業の実施による計画地周辺地域の保水能力の変化や地下水（地下水については下流域を含む。）への影響について、予測・評価を行うこと。

2) 事業の実施による臼杵川の水量・水質への影響について、予測・評価を行うこと。

(3) 動物、植物及び生態系

計画地周辺に生息しているニホンジカ、ニホンザルについて、必要な調査を行い、計画地内の森林伐採に伴う影響について、予測・評価を行うこと。

特に、ニホンザルについては、現在、計画地周辺の民家において自家用作物の食害が生じていることから、このことも踏まえて予測・評価を行うこと。

